



編集発行人
税理士
山本孝久
〒152-0003
東京都目黒区碑文谷5-12-1
TS碑文谷ビル2F
TEL 03(3791)8863
FAX 03(3791)8292

2月

(如月) FEBRUARY
11日・建国記念の日

日	9	23
月	10	24
火	11	25
水	12	26
木	13	27
金	14	28
土	15	·
日	2	16
月	3	17
火	4	18
水	5	19
木	6	20
金	7	21
土	8	22

2月の税務と労務

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| 国 税／平成25年分所得税の確定申告 | 国 税／6月決算法人の中間申告 |
| （還付申告は申告期間前でも受け付けられます） | 2月28日 |
| 国 税／贈与税の申告 | 国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 |
| （年3回の場合） | 2月28日 |
| 国 税／1月分源泉所得税の納付 | 国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 |
| （2月1日～3月17日） | 2月28日 |
| 国 税／12月決算法人の確定申告 | 地方税／固定資産税の第4期分の納付 |
| （法人税・消費税等） | 市町村の条例で定める日 |

ワンポイント 消費税引上げで鉄道・バスに1円単位運賃も

本年4月からの消費税引上げに伴い、運賃支払いにバスモやスイカなどのICカードを利用している場合には、鉄道やバス会社の判断により、1円単位運賃も登場します。現金で切符を購入する自動券売機では従来どおり10円単位の運賃です。ICカード運賃は、現金運賃と同額かそれより安くなることを基本としています。

求職者支援制度

一失業保険を受けられない人への支援－

失業等給付を受給できない求職者に対し、求職者支援訓練や公共職業訓練を無料で受講できる機会を提供するとともに、一定の場合には訓練期間中に給付金を支給、さらに訓練終了後もハローワークで、きめ細やかな就職支援を行うなどして、早期就職の実現を積極的に支援することを目的に、恒久的なセーフティネットとして、平成二十三年十月一日から求職者支援制度が実施されています。

求職者支援訓練の対象者

無料の職業訓練

本訓練の対象者は、ハローワークに求職の申込みをしている人（被保険者及び受給資格者を除く）であつて、労働の意思及び能力があり、さらに職業訓練その他の支援措置を希望する人

のうちハローワークが必要があると認めた（特定求職者）次いづれかに該当する人です。
① 雇用保険に加入できなかつた人
② 失業保険受給中に再就職できないまま、支給が終了した人
③ 雇用保険の加入期間が足りないため、失業保険を受けられない人
④ 自営廃業者
⑤ 学卒未就職者（就職先が決まりないまま高校・大学等を卒業した人）等

公共職業訓練

本訓練は求職者支援制度によつて新たに創設された訓練で、厚生労働省の認定を受けた民間訓練機関が実施機関となつて、

就職に必要な技能や知識を習得できる訓練（無料）として、(1)求職者支援訓練と(2)公共職業訓練を実施しています。

求職者支援訓練

多くの職種に共通する職務遂行のための基本的能力を習得するための「基礎コース」（パソコンスキル、ビジネススキル、一般・経理事務などの基礎）と、ある特定の職種の職務遂行に必要な実践的能力を習得するための「実践コース」（ＩＴや医療事務、福祉、営業・販売・事務、農業、林業、環境など）があります。

テキスト代等は実費負担です
が入学料及び受講料は無料、訓練期間は三ヵ月～六ヵ月の適切な期間、訓練時間は一月につき百時間以上で、かつ、一日につき原則として五時間以上六時間以下であることが要件です。

職業訓練受講給付金

職業訓練受講中、生活の心配をせずに安心して訓練を受けることができるよう、一定要件を満たした求職者には、求職者支援制度の一環として、原則として最長で一年を限度に、「職業

ハローワークが中心となり、職業訓練を受講する特定求職者等に對し、①職業相談、②求人情報の提供、③履歴書の作成にかかる指導、④ハローワークが行う就職説明会の周知、⑤ハローワークへの訪問指示、⑥求人者に面接するに當たつての指導、⑦ジョブ・カードの作成の支援及び交付、⑧その他申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援のため必要な措置が実施されています。

就職の支援

です。ちなみに、これは特定求職者に限定した訓練ではありません。

訓練受講給付金」が支給されます。

職業訓練受講手当には、職業訓練受講手当と通所手当（交通費）があります。

(1) 支給対象者

次のすべての要件を満たした求職者が対象となります。

① 雇用保険の被保険者ではないこと、また雇用保険の求職者給付を受給できないこと。

② 本人収入が月額八万円以下であること。

③ 世帯（同居または生計を一にする別居の配偶者、子、父母。以下同じ）全体の収入が月額二十五万円（年額三百万元）以下であること。

④ 世帯全体の金融資産が三百万円以下であること。

⑤ 現在住んでいる土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと。

⑥ 訓練のすべての実施日に訓練を受講していること（やむを得ない理由により受講しなかつた場合は、八割以上出席していること）。

⑦ 訓練期間中から訓練終了後通所経路に応じた所定の実

においても、定期的にハローワークに行き、職業相談を受けること。

同じ世帯の中に、同時に本

給付金を受給したり、訓練を受けている人がいないこと。

既に本給付金を受給して訓練を受けたことがある場合は、前回の受給から六年以上経過していること（基礎コースに続けて公共職業訓練を受ける場合は六年以内でも対象となることがあります）。

過去三年以内に失業等給付等を不正に受給していないこと。

(2) 給付額

職業訓練受講手当

給付金支給単位期間（訓練の開始日から一ヵ月ごとに区切った期間）ごとに十万円が、一年相当（必要な場合は二年相当）分支給されます。

なお、日数が二十八日未満の給付金支給単位期間について、三、五八〇円に日数を掛けた額となります。

② 通所手当

費が支給されますが、上限があります。

（3）留意点

やむを得ない理由がある場合を除き、一度でも訓練を欠席したり、ハローワークの就職支援を拒否（定められた日にハローワークに行かないことも就職支援拒否の理由のひとつです）したりする場合は、職業訓練受講給付金が不支給となるだけではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還を求められますので注意が必要です。

(4) その他の支援

希望者は職業訓練受講給付金のほかに、労働金庫から「求職者支援資金融資」を受けることができます。金額は同居または生計を一にする別居の配偶者等がいる人は月額十万円、それ以外の人は五万円が上限です。

(2) 国民健康保険保険料の軽減措置

本措置は、国民健康保険料の算定・高額療養費等の所得区分を判定する際、失業者本人の前年給与所得を三〇%として計算し、保険料の負担を軽減するものですが、雇用保険の受給資格者であることが要件ですので、求職者支援制度の対象者は保険料の軽減措置は受けられません。

離職後の地域保険

訓練の対象となる人が離職す

る際には、求職者支援制度の紹介と併せて国民年金及び国民健康保険についてアドバイスするといでしよう。

(1) 国民年金の保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の所得が少なく、前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人からの申請により保険料が免除になる場合がありますので、住所地の市区町村に相談するとよいです。

免除額は、全額、四分の三、半額、四分の一の四種類があります。

(2) 国民健康保険保険料の軽減措置

本措置は、国民健康保険料の算定・高額療養費等の所得区分を判定する際、失業者本人の前年給与所得を三〇%として計算し、保険料の負担を軽減するものですが、雇用保険の受給資格者であることが要件ですので、求職者支援制度の対象者は保険料の軽減措置は受けられません。

新たに社員を雇い入れたとき

社員を雇い入れた場合、社会保険の被保険者になれるか否かは次のとおり各法律において定められています。

(1) 社会保険(健康保険と厚生年金保険)

社会保険に加入している事業所に雇い入れられた場合は、被保険者(健康保険は75歳未満、厚生年金保険は70歳未満)となります。

ただし、パートタイマーなど短時間労働者については、「会社と常用的使用関係にあり、かつ、1日または週の所定労働時間と1カ月の労働日数の両方が、会社の同種の業務に従事する一般社員の概ね4分の3以上ある」場合に、給与の支給額に関係なく社会保険に加入することができます。たとえば1日の所定労働時間が8時間の場合は6時間以上、勤務時間が日によって異なる場合には、1週間をならして週40時間なら30時間以上必要です。

(2) 労災保険

労災保険は、一部の事業を除き原則として社員(労働者)を使用するすべての事業に適用されます。したがって、国籍、年齢、事業の種類、雇用形態等を問わず国内の適用事業所で働く社員であって、賃金を支払われていれば労災保険が適用されます。

(3) 雇用保険

雇用保険の適用事業所に雇用される社員は、65歳に達した日以後に雇い入れられる人や週所定労働時間が20時間未満の人など適用除外となる人を除き、原則として雇用保険の被保険者(一般被保険者など4種類あります)となります。

短時間労働者については、労働時間、賃金その他の労働条件が就業規則、雇入通知書等により明確に定められ、週所定労働時間が20時間以上30時間未満で、かつ、31日以上引き続き雇用されることが見込まれることが要件です。

医薬品副作用被害救済制度

医薬品副作用被害救済制度は、病院や診療所で処方された薬、薬局で購入した薬を適正に使用したにもかかわらず発生した重篤な副作用により、原則として入院治療が必要な程度の病気や日常生活が著しく制限される程度の障害など(障害等級1級、2級程度の障害の状態)の健康被害者に対して迅速な救済を図ることを目的として実施されている制度です。

したがって、医薬品の容器や添付文書に記載されている用法・用量、使用上の注意に従って適正に使用しなかった場合、健康被害が入院治療を要する程度でなかった場合、医薬品の製造販売業者等に明らかに損害賠償責任がある場合、対象除外医薬品による健康被害の場合等は本制度の対象になりません。

詳しくは、(独)医薬品医療機器総合機構(0120-149-931)にお問い合わせください。

育児休業は、育児・介護休業法において、その期間中は労働が免除されている期間です。産後休業に続き育児休業を取得する労働者が、時効により無効となってしまう年次有給休暇(年休)を請求することはできません。

育児休業は原則として満一歳に満たない子を養育する男女労働者が、あらかじめ書類等によ

り「育児休業開始予定日」と育児休業終了予定日を指定して事業主に申し出ることによりできます。したがって、育児休業中に年休を取得したい場合は、産後休業後に希望する日数の年休を取得して、その後育児休業を開始すれば問題ありません。ただし、育児休業期間自体は原則どおり子の満一歳の誕生日の前日までです。